

特別養護老人ホーム 笠間陽だまり館 利用料金表(入所)

令和8年6月1日現在

1日の費用(要介護度別)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	
サービス 利用料	1割負担	670	740	815	886	955	
	2割負担	1340	1480	1630	1772	1910	
	3割負担	2010	2220	2445	2658	2865	
食費	第4段階	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	第3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	
	第3段階①	650	650	650	650	650	
	第2段階	390	390	390	390	390	
	第1段階	300	300	300	300	300	
居住費	第4段階	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066	
	第3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	
	第2段階	820	820	820	820	820	
	第1段階	820	820	820	820	820	
おやつ代		100	100	100	100	100	
1日 自己負担 目安	第4段階	1割負担	4,536円	4,606円	4,681円	4,752円	4,821円
		2割負担	5,206円	5,346円	5,496円	5,638円	5,776円
		3割負担	5,876円	6,086円	6,311円	6,524円	6,731円
	第3段階②	3,500円	3,570円	3,645円	3,716円	3,785円	
	第3段階①	2,790円	2,860円	2,935円	3,006円	3,075円	
	第1段階	1,890円	1,960円	2,035円	2,106円	2,175円	
1ヶ月 自己負担 目安	第4段階	1割負担	137,894円	140,022円	142,302円	144,461円	146,558円
		2割負担	158,262円	162,518円	167,078円	171,395円	175,590円
		3割負担	178,630円	185,014円	191,854円	198,330円	204,622円
	第3段階②	106,400円	108,528円	110,808円	112,966円	115,064円	
	第3段階①	84,816円	86,944円	89,224円	91,382円	93,480円	
	第1段階	57,456円	59,584円	61,864円	64,022円	66,120円	

【加算・実費】

- ☆初期加算・・・30円/日(入所日から30日間・入院後の再入所も同様)
- ★個別機能訓練加算Ⅰ・・・12円/日
- ★個別機能訓練加算Ⅱ・・・20円/日
- ★夜勤職員配置加算・・・18円/日
- ★栄養マネジメント強化加算・・・11円/日
- ★看護体制加算・・・Ⅰ・4円/日+Ⅱ・8円/日
- ★日常生活継続支援加算・・・46円/日
- ★褥瘡マネジメント加算Ⅰ・・・3円/月
- ☆褥瘡マネジメント加算Ⅱ・・・13円/月
- ★科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・50円/月
- ★排せつ支援加算Ⅰ・・・10円/月
- ★口腔衛生管理加算Ⅰ・・・90円/月
- ★生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・10円/月
- ★協力医療機関連携加算・・・50円/月
- ★精神科医定期療養指導加算・・・5円/日
- ★高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・・・5円/月
- ☆療養食加算・・・6円/回
- ☆再入所時栄養連携加算・・・200円/回
- ☆入院・外泊加算・・・246円/日(月6日間を限度)
- ☆看取り介護加算Ⅰ(1)・・・72円/日(死亡日以前31~45日間)
- ☆看取り介護加算Ⅰ(2)・・・144円/日(死亡日以前4~30日間)
- ☆看取り介護加算Ⅰ(3)・・・680円/日(死亡日の前日・前々日)
- ☆看取り介護加算Ⅰ(4)・・・1280円/日(死亡日)

* 1ヵ月を30日として計算しています

★介護職員等処遇改善加算Ⅰロ(加算状況及び日数により異なります)全利用単位数×0.176

★は全員対象の加算となります/☆は対象者のみかかる加算となります

- ☆日常生活費・・・・・・・・・・実費
- ★預かり金管理手数料・・・・・・・・1,000円/月
- ☆理美容代(カット)・・・・・・・・1,800円/回
- ☆電気製品使用料・・・・・・・・20円/日(1品につき)

利用者負担 限度額認定	第4段階	下記以外の方	
	第3段階②	世帯全員が 市町村民税非課税者 (市町村への申請が必要)	年金収入額と前年合計所得金額の合計が120万円超えの方
	第3段階①		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円越え120万円以下の方
	第2段階		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第1段階		生活保護受給者・老齢福祉年金受給者